

平成27年12月佐川町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成27年12月4日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 平成27年12月4日 午前9時宣告

開 議 平成27年12月4日 午前9時宣告（第1日）

応招議員	1番	下川	芳樹	2番	坂本	玲子	3番	邑田	昌平
	4番	森	正彦	5番	片岡	勝一	6番	松浦	隆起
	7番	岡村	統正	8番	中村	卓司	9番		
	10番	永田	耕朗	11番	西村	清勇	12番	今橋	壽子
	13番	徳弘	初男	14番	藤原	健祐			

不応招議員 な し

出席議員	1番	下川	芳樹	2番	坂本	玲子	3番	邑田	昌平
	4番	森	正彦	5番	片岡	勝一	6番	松浦	隆起
	7番	岡村	統正	8番	中村	卓司	9番		
	10番	永田	耕朗	11番	西村	清勇	12番	今橋	壽子
	13番	徳弘	初男	14番	藤原	健祐			

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	チーム佐川推進課長	片岡 雄司
副 町 長	村田 豊昭	教 育 次 長	吉野 広昭
教 育 長	川井 正一	産業建設課長兼農業委員会事務局長	渡辺 公平
会計管理者	真辺 美紀	健康福祉課長	岡崎 省治
総務課長	横山 覚	町民課長	麻田 正志
税務課長	田村 秀明	国土調査課長	廣田 郁雄
収納管理課長	西森 恵子	病院事務局次長	吉永 龍也

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目	別紙のとおり
議員提出議案の題目	な し
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 2 番 坂本 玲子 3 番 邑田 昌平

平成27年12月佐川町議会定例会議事日程〔第1号〕

平成27年12月 4日 午前9時開議

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | | 会期の決定 |
| 日程第3 | | 諸般の報告 |
| 日程第4 | | 行政報告 |
| 日程第5 | | 請願・陳情について |
| 日程第6 | 諮問第1号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第7 | 諮問第2号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第8 | 議案第51号 | 平成27年度佐川町一般会計補正予算（第4号） |
| 日程第9 | 議案第52号 | 平成27年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第10 | 議案第53号 | 平成27年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第11 | 議案第54号 | 平成27年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第12 | 議案第55号 | 佐川町ふるさと納税寄附金基金条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第56号 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第57号 | 職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について |

日程第 15	議案第 5 8 号	非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 16	議案第 5 9 号	佐川町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 17	議案第 6 0 号	佐川町環境美化条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 18	議案第 6 1 号	佐川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 19	議案第 6 2 号	第 5 次佐川町総合計画の策定について

議長（藤原健祐君）

おはようございます。ただいまから平成 27 年 12 月佐川町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は 13 人です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議日程は、お手元に配付のとおりとします。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定によって、2 番、坂本玲子君、3 番、邑田昌平君を指名します。

日程第 2、会期の決定の件を議題にします。

本定例会の会期について、議会運営委員長から報告願います。

議会運営委員長（松浦隆起君）

おはようございます。12 月定例会の会期及び運営につきまして、12 月 1 日に議会運営委員会を開催し審議した結果を、報告をいたします。

本日 12 月 4 日を開会日とし、諮問案、議案の上程、説明までとし、終了後、各常任委員会を開きます。5 日土曜日、6 日日曜日は、休会とします。7 日月曜日は一般質問を行います。8 日火曜日は、一般質問と常任委員会審査報告を行います。9 日水曜日は休会とし、議員全員協議会及び各常任委員会を開きます。10 日木曜日は議案質疑、討論、採決等を行い、閉会といたします。

本定例会の会期は 12 月 4 日から 10 日までの 7 日間に決定しましたので、御報告いたします。

なお、運営につきましては議長に一任いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（藤原健祐君）

お諮りします。本定例会の会期を、議会運営委員長の報告のとおり、本日から 12 月 10 日までの 7 日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 10 日までの 7 日間に決定をいたしました。

日程第 3、諸般の報告を行います。

まず初めに、9 月 28 日から 2 日間、四国四県町村長議長大会が、香川県琴平町で開催され、町長とともに出席いたしました。大会は、

四国の町村長・議長が一堂に会し、議会と執行部の立場をこえて「人々がふるさとに誇りを持ち、今日より明日がより良い未来であることを実感できる地域社会を実現する」との信念のもと、町村の抱える重要課題について研修し、意見交換を行うことを目的に開催され、地方創生の推進や農林水産業・地域の活力創造など四本の決議を行ってまいりました。また「都市・農村共生社会の創造と町村の役割」をテーマとしたパネルディスカッションが開催され、それぞれのパネリストの方の考えを聞いてまいりました。

10月16日、高幡町村議会議長会親睦体育大会が本町で開催され、グラウンドゴルフを通じて議員間の親睦を深めることができました。

10月23日、四国地区町村議会議長会議員研修会が徳島市で開催され、皆様と出席いたしました。研修会では、共同通信客員論説委員の後藤謙次氏から「日本はどう動いているのか」また特定非営利活動法人グリーンバレー理事長大南信也氏からは「神山プロジェクト」と題した講演を聞いてまいりました。

10月28日、こうち人づくり広域連合主催によるトップセミナーが県民文化ホールで開催され、各常任委員長と出席をいたしました。研修会では株式会社日本総合研究所の藻谷浩介氏から「里山資本主義から考える高知県のこれから」と題した講演があり、拝聴してまいりました。

11月1日、高知県戦没者追悼式が県民文化ホールでとり行われ、出席してまいりました。

11月8日、第17回佐川町健康福祉大会が、かわせみにおいて開催され、祝辞を申し上げてまいりました。

11月9日から3日間、第59回全国町村議会議長会全国大会及び第9回高幡町村議会議長会研修に事務局と出席いたしました。議長全国大会はNHKホールにおいて開催され、石破地方創生大臣、衆参両議長などの来賓祝辞に続き、大会宣言、17本の決議、6本の特別決議、一般要望25件、各地区要望9件を満場一致で採択し、役員が関係機関へ要請することに決定をしました。研修は長野県小布施町の町づくりの取り組み、事例について説明を受け、意見交換を行ってまいりました。

11月28日、平成27年度佐川町よさこいクラブ連合会健康づくり運動会が加茂小学校体育館で開催され、岡村副議長に代理で出席していただきました。

12月1日、高吾北広域町村事務組合議会第4回定例会が招集され出席いたしました。提出されました議案は、平成27年度高吾北広域町村事務組合一般会計及び特別会計の補正予算案4件と、高吾北広域町村事務組合情報公開条例の一部を改正する条例について等、条例案2件の合計6件でありました。全ての議案とも原案のとおり決定されました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

町長（堀見和道）

皆様、おはようございます。

本日は、議員の皆様方の御出席いただき、平成27年12月佐川町議会定例会が開催できますことを厚く御礼を申し上げます。また日ごろは町政運営につきまして御指導、御協力をいただきまして、改めて御礼を申し上げます。

それでは、開会に当たりまして行政報告をさせていただきます。

町長として仕事をさせていただくようになり、任期折り返しとなる2年を迎えました。行政経験もなく、余り要領のよくない私を、いろいろな場面で御指導いただき、また御協力いただきました議員の皆様方に、まずもって感謝を申し上げます。ありがとうございます。

また住民と行政の協働を大切にし、町政運営に取り組む中で、多くの住民の皆様を支えていただき、また御協力いただき、幸せなまちづくりを楽しく前に進められておりますことを、この場をお借りして御礼を申し上げます。

さらには、執行部として支えてくれている役場幹部の皆さん、またそれぞれの個性を発揮し、佐川町のために一生懸命働いてくれている職員の皆さんにも感謝を申し上げたいと思います。

人が生き生きと輝き、笑顔があふれる幸せなまちをみんなで作っていききたい。気持ちのいい挨拶が町の至るところで交わされ、町のみんながつながり、支えあう、幸せな佐川町をみんなで作っていききたい。そんな思いを込め、多くの町民の皆様にご参加をいただき、第5次佐川町総合計画、みんなの総合計画の策定を進めてまいりました。

審議会におきましても、貴重な御意見、御提言をいただき、最終的に取りまとめたものを本定例会に議案として提案をさせていた

だいております。来年度から、幸せなまちづくりを進めていく上で大切な羅針盤となるものでありますので、御審議をよろしくお願いいたします。

また、地方創生におけるまち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、10月末に作成をし、国のほうに提出をいたしました。その総合戦略につきましては、国の外部審査会でも評価をいただき、地方創生先行型先駆的事業分の交付対象事業における特徴的な取り組みの一例として取り上げていただきました。事業名としましては、自伐型林業を核とした雇用づくりと地域活性化事業となっております。

先日は、広島県副知事も視察にお見えになっておりましたが、その他自治体職員や国、県、市町村の議員の方々も視察に訪れていただく機会も増えております。まずは、足もとを固める意味で、今の取り組みを焦らず、確実に進めていきたいと考えておりますので、御理解、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

佐川町にはたくさんの課題が存在します。捉え方を少し変えてみると、課題を解決することで、より幸せな未来をつくり上げるチャンスがある、とも考えられます。一人で解決できる課題もあれば、一人では解決することができず、多くの人がかかわることで解決できる課題もあります。

また、行政だけではなく、住民の皆様に参加していただくことで、課題を根本的に解決できることもあるでしょう。そのためには、町の課題を、じぶんごととして捉えていただき、自分ができることを主体的に取り組んでいただくことが大切だと考えております。

残り2年間につきましても、この、じぶんごとの幸せなまちづくりを推し進めていきたいと考えておりますので、議員の皆様にも引き続きの御指導、御協力をよろしくお願いいたします。

続きまして、各課の所管事項について、これまでの行政報告と重複するところもございますが、報告をさせていただきます。

初めに、チーム佐川推進課の所管事項でございます。

まず、第5次佐川町総合計画及び地方創生総合戦略について報告いたします。

総合計画につきましては、10月14日に第3回、11月24日に第4回の佐川町総合計画審議会を開催いたしました。今回の総合計画は、多くの住民の皆様の意見や思いを計画に盛り込むため、計画策

定に参画していただける機会を多く設けました。佐川町の課題や未来に期待する貴重な意見や提言をいただき、計画の施策等として反映させていただいております。

第4回の審議会におきまして、委員の方々から計画の特徴や考え方、またそれぞれの専門的知見からの御意見・御提案をいただきましたので、これらを踏まえ、加筆・修正し、本定例会に議案として提案させていただいております。御審議をよろしくお願いいたします。

次に、地方創生総合戦略につきましては、総合計画の策定同様、審議会におきまして、委員の方々に協議いただき、答申されました案を踏まえ、10月30日に佐川町まち・ひと・しごと創生総合戦略として策定いたしました。

総合戦略では、平成27年度から31年度までの5年間の計画として、人口減少を克服するための基本目標と基本的方向、それらを実行するための具体的な施策に対し、数値目標を設定した上で作成しております。

本町人口は、2060年には約6,900人まで減少すると推計されておりますが、雇用創出や流入人口の増加、また結婚、子育て支援や地域活性化を着実に実行することにより、9,340人にとどめることを目標としており、総合計画との連携を図りながら実現に向けて取り組んでいきたいと考えております。

なお、地方創生先行型事業の上乗せ交付金につきましては、自伐型林業を核とした雇用づくりと地域活性化事業を、より拡充した内容で事業申請をしておりましたが、国の外部審査会を経て満額交付決定を受けることができましたので、あわせて御報告させていただきます。

次に、集落活動センター事業について報告いたします。活動が活発となってまいりました尾川地区集落活動センターたいこ岩におきましては、10月17日に開催されました第10回尾川秋祭りへのかかわりや、あったかふれあいセンター事業との連携など、地域内外や世代間の交流が活発に行われており、継続的で発展的な活動が地域に広がっております。

また、その他の地域でも来年度の開所に向けて準備を進めており、加茂地区におきましては、集落活動センターの建設用地購入と移転登記が完了し、現在、住民の皆様とワークショップを開催し、設計

作業を進めております。

斗賀野地区におきましても、現在、住民の皆様とワークショップを開催し、設計業務を進めております。

また黒岩地区では、集落活動センターの建設用地が確定いたしましたので、現在、設計業者の選定に向け作業を進めております。

これら3地区につきましては、いずれも設計業務を本年度中に完了させる予定で、来年度の開所に向けて集落活動センターの設備や活動内容についてワークショップなどを開催し、地域の方々と一緒に取り組んでいるところでございます。

次に、地域おこし協力隊について報告いたします。地域おこし協力隊につきましては、現在11名の隊員がそれぞれの業務において、精力的に活動するとともに、スキルアップ研修や企画力アップ研修にも積極的に参加しております。

また、現在、来年度採用予定の隊員を募集しており、内訳につきましては、引き続き自伐型林業の推進と実践に5名、新たな分野としまして新規就農を目指す農業担い手候補生に4名、デジタル機器を活用した新しいものづくりに挑戦するさかわものづくり大学の運営に2名、計11名の募集を行っております。

採用される隊員につきましては、来年4月1日より着任予定となっております。今後も、隊員には地域の方々と協力し、各分野の事業を推進するとともに地域の活性化を進めていくことを期待しております。町としましても隊員の定住に向けたサポート体制の強化にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

次に、牧野公園の整備について報告いたします。

牧野公園の整備につきましては、牧野公園リニューアル計画の基本方針に基づき、引き続き多くの町民の方々に、楽しみながら整備をしていただいております。また9月13日に開催いたしました、みんなで育てた山野草の植栽会には、84名の方々に御参加をいただき、育てていただいた山野草38種類、約1,300の苗を園内に植栽していただきました。牧野博士ゆかりの植物をみずから育て、植栽し、管理していただくことで、より愛着のある持続可能な公園づくりが進んでいると感じました。

園内では、毎週水曜日の午前中にボランティア作業を行っておりますので、議員の皆様を初め、多くの方々の御参加をお待ちしております。

次に、観光事業について報告いたします。

11月28日に実施いたしました酒蔵ロード劇場には、町内外から多くの方々に御来場いただき、町並みと芸術が融合した佐川町らしい1つのイベントとして定着してきたのではないかと考えております。会場の白壁に投影する作品につきましても、プロの作家に加え、町内の小中高生や地域で活躍されている作家の方々に御協力いただき、地域のお祭りとして広がりを見せつつあると感じております。

なお、上町地区における集客人数につきましては、4月から9月の半年間で約8,250人、昨年度の同期間と比較いたしますと、約1千人の増加となる観光客にお越しいただいております。観光客の傾向を見ますと、個人のお客様の増加が見られますので、今後はさらに、個人で訪れる方々への利便性向上を図っていきたいと考えております。

また、広域観光につきましては、仁淀川流域の市町村及び観光協会で構成しております仁淀川地域観光協議会が、本年度中の法人化を進めており、来年度からは組織体制を強化することとしております。佐川町としましても、仁淀川地域の観光の核となるよう、関係機関との連携をより深め、広域観光を推進していきたいと考えております。

次に、地域公共交通について報告いたします。

10月30日に、第3回地域公共交通会議を開催し、本年度策定する予定の地域公共交通網形成計画の素案を提出し、協議していただきました。また、町と交通事業者で、今後の公共交通運営体制を話し合う場を設けることにつきましても、了承をいただきました。

地域公共交通網形成計画につきましては、今月24日に開催予定の交通会議において、取りまとめの協議をしていただく予定としており、公共交通運営体制についての交通事業者との話し合いにつきましても、順次その場を設け、よりよい結論を導き出していきたいと考えております。

また11月11日、12日の2日間、私を初め交通会議委員ほか21名が先進地であります四万十町と土佐清水市の地域公共交通を視察研修してまいりました。四万十町のコミュニティバスと土佐清水市のデマンドバスの体験乗車や座学を通して、2市町の取り組みや課題について研修させていただき、今後、佐川町の公共交通網をつ

くっていく上で、参考となる有意義な視察研修でありました。

地域公共交通網形成計画をマスタープランとすれば、そのアクションプランとなる地域公共交通再編実施計画につきましては、本年度末までに策定する予定であります。これにより、佐川町の新しい公共交通網計画を提示できるものと考えております。

次に、移住促進事業について報告いたします。

移住者の住宅確保につきましては、旧四国電力の社宅、全 11 棟のうち 6 棟を移住者用住宅、おためし住宅として本年度中に耐震改修工事を実施することとしております。そのほか、住宅 4 棟の耐震改修工事も実施するなど、移住者用住宅の確保を進めております。

また移住相談につきましては、相談員設置以来、40 件の相談が寄せられており、空き家情報等に関する相談の対応をさせていただいております。

さらに 9 月から設置いたしました空き家バンクにおきましては、物件登録に向け住民の方々から寄せられている情報を整理し、現地調査等を実施しております。現在、3 軒を空き家バンクに登録しており、これらの物件情報は、10 月末よりホームページにも掲載しております。

今後も、こうした受け入れ環境の整備や県外への情報発信、PR 事業の推進、移住相談会への参加などに積極的に取り組むとともに、移住者にとって、魅力的なまちづくりを推進していきたいと考えております。

次に、国勢調査について報告いたします。

平成 27 年 10 月 1 日を基準日として実施されました国勢調査は、89 名の調査員の方々に御協力いただき、11 月末に無事完了し、調査関係書類を県に提出することができました。

調査員の皆様には、期間中、調査に対しまして多大な御協力をいただき、心より厚く御礼を申し上げます。この調査結果は、地方交付税の算定基準に活用されるなど、法令上の利用、雇用・福祉対策を初めとする各種の行政施策の立案等に幅広く利用されることとなっております。町としましては、この調査結果を踏まえ、各分野において有効に活用していきたいと考えております。

なお調査結果につきましては、速報値が平成 28 年 1 月末までに、確定値が平成 28 年 10 月末までに公表される予定となっております。

次に、総務課の所管事項でございます。

まず、訴訟の結果について報告いたします。

平成 22 年、23 年度の一般廃棄物収集運搬業務に対し、違法確認及び損害賠償請求の提訴により行われました訴訟につきましては、高松高等裁判所に控訴を行い、勝訴をしておりましたが、被控訴人側が高松高裁の判決を不服として最高裁判所に対し上告提起及び上告受理申し立てをしていたところ、このたび 10 月 20 日に「本件上告を却下する」「本件を上告審として受理しない」「上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする」との決定が、最高裁判所から示されました。

この裁判は、平成 23 年 6 月に提出されました住民監査請求に端を発しており、最高裁の決定がおきるまでに約 4 年 4 カ月という長い期間が費やされましたが、今回の決定により町の勝訴が確定いたしました。

次に、職員採用について報告いたします。

平成 27 年度の職員採用につきましては、一般行政職について、9 月から 10 月にかけて採用試験を実施し、74 名の受験がありました。

採用に当たりましては、地方創生を初めとする時代の趨勢を乗り越え、人が生き生きと輝く幸せなまち佐川町をつくっていくために、より幅広い能力を持った人材を確保するため、本年度から 1 次試験で集団面接、2 次試験では個別面接に加え、集団討論を実施するなど、より人物重視の採用試験を行いました。

その結果、佐川町役場の一員として今後の活躍が期待される 6 名を採用することといたしました。

次に、11 月 25 日に実施されました全国瞬時警報システム、いわゆる J アラートであります。この J アラートの全国一斉情報伝達訓練において発生いたしましたトラブルについて報告いたします。

この訓練は、消防庁から発信される災害情報が自治体で問題なく受信されるかどうかを確認するためのもので、当日は午前 11 時に衛星回線で「これはテストです」というメッセージデータが全国に一斉配信され、自治体側でデータの受信及び防災行政無線の自動起動による放送を確認するという訓練でありました。

ところが本町においては、何らかの原因により防災行政無線の放送が流れないというトラブルが発生いたしました。ただちにシステ

ムの保守・整備を担当する三菱電機株式会社に連絡をし、機器に残されたログを解析するなど、原因の特定を進めましたところ、Ｊアラート受信機には正常にデータが受信されておりましたが、防災行政無線を自動で起動する装置のソフトウェアに欠陥があったために、無線操作卓への命令が伝達されず、放送が行われなかったということが判明いたしました。

平成 24 年以降、消防庁のＪアラート訓練は 3 回行われておりますが、今回は、送信データのパターンが従来と違っていたため、これまで見つからずにいたソフトウェアの欠陥が明らかとなったということであります。結果的に、町民の皆様にご迷惑をおかけすることとなりました。この場をお借りして、深くおわび申し上げます。

三菱電機からは、町民の皆様への謝罪とともに、直ちに緊急措置を施し正常な作動を確保した上で、ソフトウェアの改修を速やかに行うとの説明がありました。

今回は訓練でありましたが、実際の災害であれば、取り返しのつかない事態を招きかねない重大な瑕疵であると認識しております。今後、二度とこのようなトラブルが発生しないよう、三菱電機に対しまして、システムの品質管理徹底を要請するとともに、町としての危機管理体制の強化、意識のさらなる向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、防災対策について報告いたします。

まず、自主防災組織の設立状況について報告いたします。

上郷地区の 2 班で新たに組織が立ち上がり、11 月末現在の組織率は 93.8%となりました。今後も引き続き、組織率 100%を目標に、設立されてない自治会への働きかけを行っていきたいと考えております。

また自主防災組織において取り組んでいただく防災行動計画につきましては、まず町のほうで、各家庭に記入していただく防災チェックシート及び避難行動計画シートを試行的に作成いたしました。本年度はモデル地区として、先行して実施する 7 つの自主防災組織に属する世帯にこのシートを配付し、自主防災組織主導のもとで家族の防災及び避難行動計画を作成していただくこととしております。

そのため、先月 27 日には、モデル地区の自主防災組織の代表者

にお集まりいただき説明会を開催するとともに、今月からは、この地区の住民の方々を対象とした実践講座を開催し、シートを使った計画のつくり方を学んでいただく予定としております。

この取り組みを通して、世帯ごとの防災対策の状況や避難の方法、その際の課題などを検討し、家族あるいは自主防災組織内で共通認識していただくことで、いざ災害が発生したときにも、混乱することなく自主的に対応できる地域づくりを進めてまいりたいと考えております。

このほか、緊急避難場所となる5つの公民館の耐震補強工事につきましては、今月から工事に着手しております。対象となる公民館を利用される皆様には、工事期間中御不便をおかけいたしますが、御協力のほどよろしくお願いいたします。

また小中学校など、拠点避難所につきましても、本年度は非常用物資を蓄えておくための防災倉庫に加え、停電時に明かりを確保し、安全かつ円滑に避難ができるようにするための非常用電源や避難誘導灯を設置することとしており、年明けから順次、設置工事を進めてまいります。

次に、ふるさと寄附について報告いたします。

ふるさと納税による寄附金の状況につきましては、11月末現在で1,385名、金額にして1,585万2千円の寄附申し出がっており、昨年度を大幅に上回る状況となっております。増加の主な要因といたしましては、佐川米、あきづき、土佐ふじ、フルーツトマトを新たな特産品として加えるとともに、生産者の御協力により、新高梨、夢甘栗などの人気商品の数量が確保できたことによるものであります。特に、あきづき、新高梨につきましては、この2つだけで492件の寄附申し出があり、11月末現在の寄附金額の約3分の1を占める人気の特産品となりました。

今後も、ふるさと佐川を応援したい、佐川の力になりたい、という温かい気持ちに込められますよう、特産品の充実や寄附者の利便性向上などについて、前向きに取り組を進めていきたいと考えております。

また、寄せられた寄附金を適正に管理、運用するため、佐川町ふるさと納税寄附金基金条例の制定につきまして、本定例会に、議案として提案をさせていただいております。御審議をよろしくお願いいたします。

次に、町民課の所管事項でございます。

まず 11 月 20 日に開催いたしました国民健康保険運営協議会について報告いたします。

委員の皆様、国民健康保険特別会計の財源不足対応方針につきまして協議していただき、厳しい財政状況を考慮し、平成 29 年度までは一般会計からの財政支援を受け、平成 30 年度からは国民健康保険広域化により、市町村が県に納付する国保事業納付金の額に応じて、国民健康保険の税率改正をするという方針を承認していただきました。

なお一般会計からの財政支援や国民健康保険の税率改正につきましては、その都度、議会に提案をさせていただきたいと考えております。

次に、人権フェスティバルについて報告いたします。

ことしで 32 回目となります人権フェスティバルを 11 月 28 日に桜座を会場として開催いたしました。

第 1 部は、人権まちづくり意見発表会として、町内小中高生代表による意見発表、第 2 部は、県内在住のバンド、ジャアバーボonz による、夢と希望は絆から、と題したコンサートを行い、小中高生や一般の方を合わせて約 400 名の入場がありました。

今後も、人権フェスティバルなどを通して、人権尊重の町づくり・人づくりの機運を高めてまいりたいと考えております。

次に、健康福祉課の所管事項でございます。

まず特定健診受診率向上の取り組みについて報告いたします。

本年度、町民課、健康福祉課、高北病院では、佐川町国保対象者について、特定健診の受診率 40%を達成するため、個別の受診勧奨や出前講座、高北病院での人間ドッグとの連携など、具体的な行動計画を立て、取り組みを強化しております。

このうち、受診率に大きく影響いたします健康福祉センターかわせみでのセット健診につきましては、11 月 13 日をもって本年度分が終了いたしました。合計 9 日間の受診実績を申し上げますと、特定健診に相当する基本健診の受診者は、計 855 人となっており、昨年度の 741 人と比較して 114 人、率にして 15.4%上回る結果となっております。

セット健診の受診者は、国保以外の方もおいでになりますので、受診率 40%に対しては、あくまで参考の数値となりますが、個人負

担の軽減効果も相まって、一定の成果が出ているものと考えております。

次に、ファミリーサポートセンター事業について報告いたします。

子育てを地域の会員同士で支え合うファミリーサポートセンター事業につきましては、本年度からの新しい取り組みとして準備を進めており、9月18日には、プロポーザル選考により佐川町社会福祉協議会を委託予定事業者として決定いたしました。

10月1日には社協と委託契約を結び、健康福祉センターかわせみに事務局を設け、来年2月の事業開始に向けて、現在、会員の募集やサービス提供会員向けの研修などを実施しております。

次に、病後児保育事業について報告いたします。

9月定例会でも報告させていただきましたが、病後児保育事業に関係する国、県の補助要綱の決定が大変遅れており、現在も施設として使用予定の旧高北病院院長官舎の改修工事が行えない状況となっております。

このたび補助要綱が決定し、補助申請の手続きが行えるようになりましたが、工事が順調に完了しても、事業開始は来年3月以降の見込みとなっております。当初の見込みよりも大幅に事業開始が遅れることとなりますが、やむを得ない事情でありますので、御理解いただきますようお願いいたします。

次に、子ども子育て会議について報告いたします。

11月24日に、本年度第1回目の佐川町子ども子育て会議を開催いたしました。任期満了に伴う委員の委嘱のほか、ファミリーサポートセンター事業や病後児保育事業など、各事業における進捗状況の報告とともに、各事業の計画年度や数値の変更等に伴い、佐川町子ども子育て支援事業計画について、軽微な変更を行いました。

次に、地域自立支援協議会について、報告いたします。

11月9日に、本年度の第3回佐川町地域自立支援協議会専門部会を開催し、佐川町障害者計画に掲げております重点施策のうち2項目を取り上げ、協議いたしました。

障害児の長期休暇時の支援につきましては、7月の第2回専門部会での協議を受けて、具体的な仕組みづくりについて、また障害児・障害者を含めた移動支援のあり方につきましては、グループワークによる事例検討を取り入れながら、課題の把握や課題解決のためのヒントなどについて協議いたしました。

いずれの議題も、障害のある方や家族にとって、切実な問題であり、官民が一体となり、新たな仕組みづくりに向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、介護保険運営協議会について報告いたします。

12月3日に、本年度の第2回佐川町介護保険運営協議会を開催いたしました。地域包括支援センターが実施しております平成27年度事業の中間報告のほか、介護保険制度における新しい総合事業への移行、認知症対策などについて協議いたしました。

このうち、要支援認定者の訪問介護及び通所介護サービスを市町村事業に移行させる新しい総合事業につきましては、国庫補助金の有利性を生かすため、本年度3月の一部実施を目指すこととし、同時に利用者やサービス事業所等が混乱を来さないよう、サービス体系や利用料金などについて、早急かつ丁寧な仕組みづくりを行うことを確認いたしました。

また認知症対策につきましては、認知症やその疑いのある方を早期治療につなげることを目的とした専門職による認知症初期集中支援チームを来年度から設置する予定としており、現段階での準備状況等について報告いたしました。

次に、産業建設課の所管事項でございます。

まず有害鳥獣対策について報告いたします。

有害鳥獣の捕獲は、平成26年度から予察捕獲計画に基づいて実施されており、本年度の捕獲計画頭羽数は、イノシシ180頭、タヌキ30頭、カラス250羽などとなっております。本年度の捕獲実績は、イノシシ、タヌキについては捕獲計画頭羽数を達成することができましたが、カラス206羽など、その他の有害鳥獣については計画頭羽数に達しておりません。

イノシシの捕獲頭数については、昨年度の120頭から、本年度は180頭へと大幅に増加いたしました。黒岩地区北部のイノシシによる被害や目撃情報が顕著であったことから、10月には平野、台住、岬地区の耕作放棄地などの現地調査を実施し、集落で行えるイノシシ被害対策に関する意見交換やイノシシの生態についての勉強会を開催いたしました。また11月には、佐川町鳥獣対策協議会において、来年度の対策に関する意見交換を実施いたしました。

今後は、有害鳥獣対策の先進事例の勉強会を開催し、地元住民、JAコスモス、関係機関及び行政が一丸となって有害鳥獣対策に取

り組んでまいります。

次に、企業的経営農家の育成について報告いたします。

企業的経営農家を育成するため、9月から10月にかけて、佐川町農業経営研修会を4回にわたり開催いたしました。経営の専門家である経営コンサルタント及び税理士に、経営計画、経営目標及び経営分析の企業的経営に係る研修を行っていただき、6経営体の農家が参加いたしました。

今後は、新規就農者には毎月開催している佐川町農業簿記講座を通じて、農業経営の設計と管理に必要な知識と技術を習得していただき、経営管理の改善や経営感覚に優れた農業経営体の育成に向けて支援してまいります。

次に、9月23日から24日にかけての豪雨災害の対応状況について報告いたします。

公共土木施設災害復旧事業につきましては、今月14日から18日までの日程で査定が行われる予定となっております。町道8件、河川11件、計19件を申請することとしており、被害金額は8,200万円となっております。

また、農地・農業用施設災害復旧事業につきましては、今月7日から11日の日程で査定が行われる予定となっております。農業用施設9件、農地4件、計13件を申請することとしており、被害金額は1億3,600万円となっております。査定決定後は、被災箇所 of 早期復旧に向け、業務を進めてまいります。

次に、木造住宅耐震化支援事業について報告いたします。

11月末現在で、耐震診断は、予定件数20件に対し実施件数16件、耐震設計は、予定件数10件に対し実施件数10件、耐震工事は予定件数10件に対し実施件数8件となっております。

事業の推進を図るため、佐川町自治会長会でのPRや広報への掲載、PR冊子の配布などを行い、昨年度と比較し、申し込み件数が増加しており、本年度は計画を達成する見込みであります。

次に、水道事業について報告いたします。

主要事業であります中野、二ツ野地区への水道給水につきましては、浄水方法を決定するための濁度計設置工事を完了し、濁度の計測を行いながら、浄水施設における紫外線装置設置の委託業務を発注し、本年度内の認可変更、来年度の補助事業による工事着手へと準備を進めております。

また主要な施設整備として、昨年度より進めております室原地区送水管耐震化工事もほぼ完成し、年度内には旧管より切りかえ、耐震化が完了いたします。さらに、未普及地域解消を目的としたJR西佐川駅東地区は、工事が完了し給水を開始しており、砂止地区につきましても年度内に給水が可能となります。

次に国土調査課の所管事項でございます。

本年度の後期調査対象地区の現地調査を9月から11月にかけて、延べ26日間にわたり実施いたしました。推進員や立会人の方に御協力をいただき、ほぼ順調に実施することができましたが、前期の調査と同様に立ち会いいただけなかった方が数名いることから、後日立会人の方との調整をとりまして、再調査を行う予定としております。

また前年度調査の乙の一部、鳥の巣ほかの閲覧業務を8月21日から9月9日までの20日間にわたり実施いたしました。さらに、乙の一部、青去ほか及び加茂の一部、本村西ほかの閲覧業務を、来年1月下旬から実施するため、現在準備を進めております。今後も引き続き、着実に事業を推進していきたいと考えております。

次に、教育委員会の所管事項でございます。

まず、平成27年度全国学力・学習状況調査について報告いたします。

本年4月21日に、佐川町の小学校6年生111名と中学校3年生94名を対象として実施いたしました全国学力・学習状況調査の結果を、昨年に引き続き広報佐川11月号において公表いたしました。調査教科としまして、小学校は国語・算数・理科、中学校は国語・数学・理科が実施され、国語・算数・数学は、主として知識に関するA問題と、主として活用に関するB問題が出題されました。

佐川町の児童生徒の学力の状況につきましては、昨年度、小学校・中学校ともに、全ての教科において全国平均を下回る大変厳しい結果となっておりますが、本年度は、全体的に改善傾向が見られるとともに、一部の教科におきましては、全国平均を上回る結果となっております。

この学力調査において、全国平均正答率を100とした場合の佐川町の結果を教科別に申し上げますと、小学校は国語A97.3、国語B95.9、算数A104.4、算数B87.8、理科93.1。中学校は国語A100.3、国語B104.3、数学A91.3、数学B85.3、理科92.6となっております。

す。

今回の学力調査の結果につきましては、昨年度の厳しい結果を踏まえ、学力向上対策の3本柱であります授業改善、一人一人に応じた指導の充実、家庭学習の充実に関して、各小中学校の教職員が一丸となって取り組んできた成果であると受けとめております。

しかしながら、依然として全国平均を下回る教科があること、特に活用力を問う算数Bと数学Bにつきましては、全国比で80ポイント台に低迷していることから、今後も教育委員会と学校が一体となって、学力向上対策の3本柱を着実に推進し、保護者や地域の皆様方の期待に応えてまいりたいと考えております。

次に、高知大学出前公開講座について報告いたします。

私の町政運営の基本方針としまして、文教のまち佐川の人づくりを掲げており、その取り組みの1つとして、昨年に引き続き町民の皆様を対象とする高知大学出前公開講座を実施いたしました。10月8日から11月5日までの間、毎週木曜日、名教館において高知大学の先生方を講師として、食を通じた地方創生、子どもの体育、読み聞かせ、子育て、地域活性化関係の5講座を開講いたしました。各講座定員30名で募集しましたところ、合計88名の受講生があり、3回以上受講された7名には、高知大学学長名の終了証書が授与されました。

受講者のアンケート調査を見てみますと、内容がわかりやすく興味深いものであった、今後の取り組みの参考になる、といったようにおおむね高い評価をいただくとともに、今後、開催を希望する講座としましては、地域に根ざしたテーマを題材とした講座、実技指導を含めた趣味・スポーツの講座、知識・教養を幅広く得ることのできる講座が人気を集めておりました。

来年度以降につきましても、アンケート調査の結果などを参考にしながら、高知大学出前公開講座を初めとする多様な講座を開講し、町民の皆様に幅広い学習機会を提供してまいりたいと考えております。

最後に、高北病院の所管事項でございます。

去る7月末で、内科の常勤医師1名が退職しましたことは、9月定例会で報告させていただきましたが、その後、高知大学、高知医療センター、高知県医師確保・育成支援課などに医師の派遣につきまして相談していたしましたところ、高知県の御尽力により、神奈川県

川崎市の聖マリアンナ医科大学から、医師 1 名を派遣していただくことができました。この医師は、10 月から 12 月までの 3 カ月間の任期ではありますが、来年 1 月からも 3 カ月単位で医師を派遣していただける予定となっております。

また、11 月 12 日に、聖マリアンナ医科大学の三宅良彦学長をお招きし、職員に向けて、地域医療を考える講演会を開催いたしました。50 人収容の会議室には立ち見が出るほどの参加者があり、講演会終了後の交流会では、聖マリアンナ医科大学、高知県、高北病院の関係者で情報交換をするなど、交流を深めてまいりました。

今後も、医師確保につきましては、精いっぱい手を尽くしまして、1 日も早く従前の診療体制に復することができるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、各課所管事項について、報告をさせていただきました。

本定例会に提案いたしました付議事件は、議案が 12 件、諮問が 2 件となっております。

何とぞ、慎重なる御審議の上、適切なる御決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（藤原健祐君）

以上で、行政報告を終わります。

日程第 5、請願・陳情について、を議題とします。

本日までに受理した請願・陳情は、お手元に配付しました請願・陳情文書表のとおりです。

受理番号 9、10、11 は、産業厚生常任委員会に付託します。

受理番号 12 は、総務文教常任委員会に付託します。

日程第 6、諮問第 1 号、人権擁護委員候補者の推薦について、を議題とします。

町長の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

それでは諮問案件について御説明申し上げます。

諮問第 1 号、人権擁護委員候補者の推薦につきましては、現委員であります宇賀さよ子氏の任期が平成 28 年 3 月 31 日で満了になることから、次期についても宇賀さよ子氏を推薦いたしたく、議会の御意見をお伺いするものであります。

宇賀さよ子氏につきましては、人権擁護委員を 6 期 18 年務められ、長年にわたる人権擁護委員活動において多大の貢献をされてお

ります。また人格、見識の高さは衆目の一致するところであり、広く社会の実情にも通じておられ、人権擁護委員として適任者であると認められます。よろしくお願い申し上げます。

議長（藤原健祐君）

お諮りします。本件は、お手元に配付しました意見書のとおり、答申したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、諮問第 1 号は、お手元に配付しました意見のとおり、答申することに決定いたしました。

日程第 7、諮問第 2 号、人権擁護委員候補者の推薦について、を議題とします。

町長の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

それでは、諮問案件について御説明申し上げます。

諮問第 2 号、人権擁護委員候補者の推薦につきましては、現委員であります安田節子氏の任期が、平成 28 年 3 月 31 日で満了になることから、次期についても安田節子氏を推薦いたしたく、議会の御意見をお伺いするものであります。

安田節子氏につきましては、人権擁護委員を 1 期 3 年務められ、この間の人権擁護委員活動において多大の貢献をされております。また、真摯な人柄に加え、温厚で責任が強く、人権擁護委員として適任者であると認められます。よろしくお願い申し上げます。

議長（藤原健祐君）

お諮りします。本件は、お手元に配付しました意見のとおり、答申したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、諮問第 2 号は、お手元に配付しました意見のとおり答申することに決定をいたしました。

日程第 8、議案第 51 号、平成 27 年度佐川町一般会計補正予算（第 4 号）について、から、日程第 19、議案第 62 号、第 5 次佐川町総合計画の策定について、まで、以上 12 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

それでは、提出議案について御説明申し上げます。

議案第 51 号、平成 27 年度佐川町一般会計補正予算（第 4 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 1 億 1,023 万 6 千円を減額補正いたしまして、総額を歳入歳出 71 億 8,307 万 6 千円とするものであります。

議案第 52 号、平成 27 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 53 万 9 千円を追加補正いたしまして、総額を歳入歳出それぞれ 20 億 2,754 万 3 千円とするものであります。

議案第 53 号、平成 27 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 54 万 7 千円を追加補正いたしまして、総額を歳入歳出それぞれ 18 億 4,624 万円とするものであります。

議案第 54 号、平成 27 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 53 万 4 千円を減額補正いたしまして、総額を歳入歳出それぞれ 2 億 616 万円とするものであります。

議案第 55 号、佐川町ふるさと納税寄附金基金条例の制定につきましては、ふるさと納税により寄附された寄附金を適正に管理し、運用するため、地方自治法第 241 条第 1 項の規定に基づき、条例を制定するものであります。

議案第 56 号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の制定につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴いまして、本町における個人番号の利用について必要な規定を定めるものであります。

議案第 57 号、職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、関係条例の規定を整理するために改正するものであります。

議案第 58 号、非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、規定の改正その他所要の改正をするものであります。

議案第 59 号、佐川町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法施行規則等の一部を改正する省令が平成 27 年 9 月 30 日に公布されたことに伴い、個人番号、法人番号の利用についての関係条例の規定を改正するものであります。

議案第 60 号、佐川町環境美化条例の一部を改正する条例の制定につきましては、猫その他愛玩動物の飼い主の遵守事項などを定めるための改正をするものであります。

議案第 61 号、佐川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、厚生労働省令の改正に伴い、職員配置基準に関する部分について改正をするものであります。

議案第 62 号、第 5 次佐川町総合計画の策定につきましては、第 4 次佐川町総合計画の計画期間が、平成 27 年度末をもって終了することにより、平成 28 年度から 10 年間の計画となる第 5 次佐川町総合計画の策定について、議員の議決を求めるものであります。

以上が、本定例会に提案させていただく付議事件でございます。各議案の詳細につきましては、担当課長から説明をさせていただきますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

説明は以上になります。

議長（藤原健祐君）

休憩します。

休憩 午前 10 時 7 分

再開 午前 10 時 20 分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは順次説明願います。

総務課長（横山覚君）

それでは、私から議案第 51 号、平成 27 年度佐川町一般会計補正予算（第 4 号）につきまして、説明をさせていただきます。

補正予算書の 4 ページをお開きください。

第 2 表、繰越明許費です。6 款商工費、1 項商工費、花見事業の 2 百万円ですが、花見事業につきましては 3 月に事業が開始され、

4月に事業終了となるため、繰り越しとなっております。

続きまして、事項別明細書 14、15 ページをお開きください。

歳出のほうから説明をさせていただきます。2 款、1 項、3 目、13 節委託料の 302 万 3 千円は J R の西佐川駅と斗賀野駅の駅舎改修工事設計委託料の補正となっております。同じ表の 4 目、8 節報償費の 220 万円は、ふるさと寄附の件数の増加による補正となっております。同じ表の 10 目、13 節委託料の△の 4,647 万 4 千円は、国土調査事業の補助金が減額されたための減額補正となっております。また 18 節備品購入費の 302 万 4 千円は、地籍調査支援システムで利用しますパソコンの購入費となっております。

16、17 ページをお開きください。

このページには、2 款、4 項、5 目の高知県議会議員選挙費の補正額欄に、△の 166 万 5 千円及び 7 目の高知県知事選挙費の補正額欄に△の 668 万 2 千円がございますが、これは両選挙費に係る不用額を減額補正するものでございます。

18 ページ、19 ページをお開きください。

3 款、1 項、1 目、20 節扶助費の 1,500 万円は、障害児者に対する障害福祉サービスの支給の増加による補正となっております。同じ表の 2 目、19 節負担金・補助及び交付金の 133 万 2 千円は、平成 26 年度の後期高齢者医療の医療給付の市町村負担金が確定したための補正となっております。同じ表の 5 目、20 節の説明欄。補装具給付等修理の 112 万円は、身体障害者補装具費給付事業としまして、またその下の更生医療の 7 百万円は、生活保護受給者の新規申請による更生医療費の増額補正となっております。

その下の欄の 23 節償還金、利子及び割引料の 277 万 3 千円は、自立支援医療費の平成 26 年度の実績が確定したことによる補正となっております。

次の表の 3 款、3 項、1 目、19 節の説明欄。保育士等処遇改善臨時特例事業補助金の△の 850 万円は、保育士の賃金改善等に取り組む民間保育所への補助金について、平成 27 年度施行の子ども・子育て支援新制度においては、私立保育所に対する運営委託料に賃金改善分が含まれる制度設計に変更となっておりまして、補助金が廃止されたための減額補正となっております。

20、21 ページをお開きください。

一番上の欄の 3 款、3 項、1 目、20 節扶助費の 100 万円は、障害

児のサービスについて新規申請者があるほか、今後も利用増が見込まれるための補正となっております。次の表です。4款、1項、1目、11節の説明欄。消耗品費の△140万円は、県側の枠配分の関係によりまして、医療機関等災害対策強化事業の補助が受けられなくなったための減額補正となっております。

下の表の4款、2項、1目、13節委託料の△の724万5千円は、ごみの収集運搬業務の委託費におきまして、契約時の見積もり合わせにおいて減額となったものを不用額として減額補正をするものです。

22、23 ページをお開きください。

上の表の5款、1項、3目、18節備品購入費の110万円は、新規の地域おこし協力隊員用のパソコン購入費としての補正となっております。同じ表の4目、19節負担金・補助及び交付金の△の1,466万6千円は、当初予定をしておりましたニラの新規就農者1名が本年度での事業を中止し、来年度の実施に切りかえたための減額補正となっております。同じ表の6目、13節委託料の△の200万円は、島田堰の実施設計が完了したことによる不用額の減額補正となっております。また、19節の説明欄。こうち農業確立総合支援補助金の△の216万6千円は、飼料稲用コンバインの導入事業の完了により不用額の減額補正をするものです。同じ表の7目、19節の説明欄。直接支払交付金の△の453万1千円は、事業に取り組む組織の減や、対象となる農用地の見直しにより事業量が減ったことなどによる減額補正となっております。

24 ページ、25 ページをお開きください。

3段目の表です。7款、1項、2目、13節委託料の200万円は、町道など公共施設の維持について、当初予想を上回る経費が見込まれることとなったことから、道路維持修繕事業委託料の補正を行うものです。同じ表の3目、13節委託料の5千万円につきましては、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、本年度にその設計や工事を計画をしておりましたが、災害復旧工事を優先したことなどから計画の見直しをしまして、本年度に修繕設計を、来年度に修繕工事を行うための補正となっております。下の行にあります15節工事請負費からの組み替えを行うものです。また19節、負担金・補助及び交付金の△の640万円は、県営工事の事業量の減により県営工事負担金

の減額補正をするものです。

26 ページ、27 ページをお開きください。

下の表の 9 款、4 項、2 目、13 節委託料の△の 752 万 6 千円は、文化センターの耐震補強設計におきまして、文化センターの公民館部分については耐震性があることが認められたことによりまして、その部分についての耐震補強設計委託料の減額を行う補正となっております。

28、29 ページをお開きください。

2 段目の表です。9 款、5 項、1 目、15 節工事請負費の△の 3,739 万 9 千円は、本年度計画されております町民プール・サウナの改修工事を行った場合、プールの空調設備の工事も行う必要があることがわかりましたことから、もしプール・サウナの改修工事を本年度に行い、プールの空調設備の工事を来年度に行うとなると、2 年連続してプールの休館を行う必要が出てくるため、これらの工事を来年度にあわせて行い、2 年連続のプールの休館を避けるため、本年度のプール・サウナの改修工事を来年に行うこととするための減額補正となっております。

戻っていただきまして、10 ページ、11 ページをお開きください。

歳入です。13 款、1 項、1 目、2 節の説明欄。自立支援医療費負担金の 350 万円は、生活保護受給者の新規申請による更生医療費の増額による補正となっております。その下の障害者自立支援給付費負担金の 806 万円は、障害福祉サービスの支給などの増加による補正となっております。

次の表の 13 款、2 項、1 目、2 節の説明欄。保育士等処遇改善臨時特定事業の△の 637 万 5 千円は、保育士の賃金改善に対する民間保育所への補助金については、本年度施行の子ども・子育て支援の新制度に含まれておりまして、単独の補助金としては廃止とされたための減額補正となっております。

次の表の 14 款、1 項、1 目、2 節の説明欄、身障関係:自立支援医療費負担金の 175 万円は、生活保護受給者の新規申請による更生医療費の増額による補正となっております。その下にございます障害者自立支援給付費負担金の 403 万円は、障害福祉サービスの支給などの増加による補正となっております。

一番下の表の 14 款、2 項、1 目、1 節総務費補助金の△の 3,735 万 2 千円は、国土調査事業費補助金が減額されたための減額補正と

なっております。同じ表の 2 目、2 節の説明欄、保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金の△の 106 万 2 千円は、先ほども後期のほうで申し上げましたが、保育士の賃金改善に対する民間保育所への補助金については、本年度施行の子ども・子育て支援の新制度に含まれておりまして、単独の補助金としては、廃止とされたための減額補正となっております。

同じ表の 3 目、1 節保健衛生費補助金の△の 100 万円は、県側の枠配分の関係により医療機関等災害対策強化事業費補助金が受けられるなったための減額補正となっております。

同じ表の 4 目、1 節の説明欄。日本型直接支払制度補助金の△の 230 万 7 千円は、事業に取り組む組織の減や、対象となる農用地の見直しにより事業量が減ったことによる減額補正となっております。次の、園芸振興事業補助金の△の 800 万円は、園芸団地整備特別対策事業の対象者の減による減額補正となっております。次の、こうち農業確立総合支援事業の△の 108 万 3 千円は、飼料稲用コンバイン導入事業の完了により不用額の減額補正をするものです。

12、13 ページをお開きください。

2 段目の表の 14 款、3 項、1 目、5 節選挙費委託金の△の 1,019 万 2 千円は、県議会議員選挙、知事選挙の両選挙に係る不用額の減額補正をするものであります。

次の表の 16 款、1 項、4 目、1 節ふるさと寄附金の 400 万円は、ふるさと寄附金の増額見込みによる補正となっております。次の表の 17 款、1 項、1 目、1 節財政調整基金繰入金の△の 3,063 万 8 千円及び 2 目、1 節その他基金繰入金の△の 3,441 万 5 千円は、町民プール・サウナ改修工事の次年度への延期や、道路橋梁新設改良工事や園芸団地整備特別対策事業の対象事業量の減などにより、充当しておりました繰り入れ基金の減額、またその他不用額の減額のほか、財源調整のための補正となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

町民課長（麻田正志君）

それでは私からは、議案第 52 号、平成 27 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）の説明をさせていただきます。補正予算書の事項別明細書の 10 ページ、11 ページをお開きください。歳出となります。

上の表となります。2 款、1 項、3 目一般被保険者療養費、19 節

負担金・補助及び交付金につきましては、当初見込みを上回る支出となっておりまして、32万3千円の増額補正。そのすぐ上になります。1段上の2目退職被保険者等療養給付費、19節負担金・補助及び交付金につきましては、こちらのほうは当初見込みを下回る支出となっておりまして、先ほどの一般被保険者療養費の増額補正分の一部に組み替えるため、20万円の減額補正をするものです。

その下の表になります。8款、2項、1目特定健康診査等事業費、13節の委託料につきましては、受診勧奨によりまして受診者数の増加が見込まれるため、41万6千円の増額補正をするものとなっております。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

8ページ、9ページをお開きください。

一番上の表になります。3款、1項、3目特定健康診査等負担金につきましては、歳出と同様に、受診の勧奨によりまして受診者数の増加が見込まれるため、15万7千円の増額補正。中ほどの表の6款、1項、2目特定健康診査等負担金につきましても、国庫支出金と同様に、受診勧奨により受診者数の増加が見込まれるため、15万7千円の増額補正をするものです。

一番下の表になります。10款、1項、2目その他繰越金につきましては、前年度からの繰越金を22万5千円増額補正するものとなっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

おはようございます。議案第53号、平成27年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第3号）の御説明をいたします。今回の補正内容の主な内容といたしましては、介護保険制度改正に伴います新しい地域支援事業への移行経費、そしてシステム改修費の計上と、介護給付費におきまして各サービス間の予算の過不足が生じておりますので、その組み替え、そして職員人件費の組み替えとなっております。

まず、10ページ、11ページをお開きいただきたいと思います。

職員人件費以外の内容について御説明いたします。まず一番上の表になります1款、1項、1目一般管理費の13節委託料につきまして、今回の介護保険制度改正に伴いますシステム改修費として16万

2 千円。平成 28 年度執行分になりますけれども、その分の改修費を 16 万 2 千円計上しております。

次に、2 段目、3 段目にまたがりますが、2 款介護給付費につきましては、1 項介護サービス等諸費と 6 項特定入所者介護サービス等費におきまして、予算の過不足を生じましたサービス費目の組み替えを行ったものとなっております。

次、12 ページ、13 ページに移りまして、2 段目の表の 3 款、3 項、1 目介護予防・生活支援サービス事業費（訪問・通所・生活支援）につきましては、今回新設の費目となります。内容については、介護保険制度改正に伴うもので、介護認定の要支援 1、2 の方の訪問介護サービス及び通所介護サービスにつきまして、現在の介護予防給付費から地域支援事業での新しいサービス体系への移行を、平成 28 年の 3 月より順次進めていくことにしておりまして、その新しいサービス費用の平成 28 年 3 月の 1 カ月分の見込みとして、27 万 4 千円を計上しております。

歳入につきましては、8 ページ、9 ページになりますが、先ほど御説明いたしました歳出の増減に伴いまして、法制度の負担割合に従いまして、国・県支出金、一般会計繰入金等の増減を行っているものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

町民課長（麻田正志君）

それでは私からは、議案第 54 号、平成 27 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）の説明をさせていただきます。歳出から説明をさせていただきます。補正予算書の事項別明細書の 10 ページ、11 ページをお開きください。

2 款、1 項、1 目、19 節負担金・補助及び交付金の後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、後期高齢者医療基盤安定負担金の額が確定したことによりまして、53 万 4 千円の減額補正をするものです。

続きまして歳入の説明をさせていただきます。

8 ページ、9 ページをお開きください。

3 款、1 項、3 目保険基盤安定繰入金につきましては、先ほどの歳出と同様に、後期高齢者医療基盤安定負担金の額が確定したことによりまして、53 万 4 千円の減額補正をするものです。

以上でございます。よろしくお願いします。

総務課長（横山覚君）

それでは私から、議案第 55 号、佐川町ふるさと納税寄附金基金条例の制定について、から、議案第 58 号、非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、までを御説明させていただきます。

議案第 55 号、佐川町ふるさと納税寄附金基金条例の制定につきましては、ふるさと納税により寄附をされました寄附金を適正に管理し、運用するため、地方自治法第 241 条第 1 項の規定に基づきまして、佐川町を応援するために寄せられたふるさと納税寄附金を活用しまして、寄附者の思いを実現するための事業を展開することにより、幸せなまちづくりを推進することを目的として条例の制定をするものでございます。

条例案の第 6 条をごらんください。ここには、基金の処分についての記載がされております。（１）につきましては、寄附金の使途の指定に応じた事業に要する経費となっておりますが、指定の事業につきましては、医療・福祉・子育ての充実に関する事業、そして産業・観光の振興に関する事業、そして教育・文化・スポーツの振興に関する事業、そして交通安全、防犯の推進に関する事業、そしてその他というふうになっております。（２）は返礼品として贈呈する特産品などの経費でございます。（３）はふるさと納税を運用していくための広告・宣伝費や、また返礼品の郵送料などに充てるものとなっております。

このふるさと納税をどのように使用したかにつきましては、先ほども言いました 5 つの指定事業につきまして、年に 1 回、広報やホームページに掲載し、報告をすることといたしております。

続きまして議案第 56 号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定につきましては、いわゆる番号法ですけれども、番号法の第 9 条第 2 項に基づきまして、町で個人番号を独自に利用する事務等を規定し、また同法の第 19 条第 1 項第 9 号に基づきまして、同一地方公共団体の他の機関への特定の個人情報を提供する場合を規定するものでございます。

個人番号の利用につきましては、社会保障や税、また防災に関する業務におきまして、健康保険に関する事務、また地方税法に関する事務、また母子健康保険に関する事務など、さまざまな事務が法

定事務として番号法で規定をされておりまして、その利用が認められておりますけれども、地方公共団体の事務におきましても番号の利用により住民に大きなメリットとなるものがあれば、条例で定めることにより個人番号の利用が認められるとの規定がございまして、これによりこのたび町で個人番号を独自に利用する事務等を条例で規定するものでございます。

議案の４ページの別表第１をちょっと見ていただきたいと思います。４ページの別表第１、上のほうです。この表には町の事務として個人番号を利用することとしてこのたび条例化をするものですが、たとえば、一番上の欄にあります佐川町福祉医療費助成に関する条例による乳幼児、児童及び重度心身障害者の医療費助成に関する事務、これを行うためには住民票関係情報、また地方税関係情報、また児童手当関係情報に関します個人情報も必要となってくるために、この個人番号を利用してそれらの情報を得ることで、事務の効率化を進めていこうとするものです。

少し具体的に言いますと、例えばでございますが、住民の方が申請をするとき、住民票関係情報であります住民票や地方税関係情報であります所得証明を添付しなければならないとした場合でも、申請窓口で、このマイナンバーを申請書に記入しまして提出すれば、住民票や所得証明は申請先の機関が取得をしてくれるため、申請者がわざわざ取りに行くという手間がなくなるなど、行政サービスの向上が期待されるものでございます。

続きまして、議案第５７号です。職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律により共済年金が厚生年金に統一されることに伴いまして、本町での該当はございませんが、特定警察職員等の定義を定めます地方公務員等共済組合法附則第１８条の２第１項第１号の規定が削除されまして、同じ内容が厚生年金保険法附則第７条の３第１項第４号に新たに規定されるものでございます。

続きまして、議案第５８号、非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、厚生年金保険法及び地方公務員等共済組合法が改正され、公務員共済組合の組合員が厚生年金保険制度に加入

されることとなったところです。この改正に伴いまして、非常勤職員が公務上の災害等に対する補償として傷病補償年金等が支給される場合におきましては、同一の事由について他の法律に基づき障害厚生年金その他の年金が支給されるとき調整に係る規定の改正その他所要の改正をするものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

税務課長（田村秀明君）

私のほうから議案第 59 号、佐川町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、説明をさせていただきます。

今回の改正は、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度の利用に関連しまして、地方税法施行規則等の一部を改正する省令が平成 27 年 9 月 30 日に交付されましたことに伴い改正をするものでございます。主な改正内容は、地方税分野の事務における個人番号、法人番号の利用について、番号制度の整備状況や地方団体からの意見を踏まえて、納入書、納付書には個人番号、法人番号を原則記載しないことなどによるものです。

条例の改正部分につきましては、参考資料（議案第 59 号関係）の新旧対照表のとおりとなっております。なお、施行につきましては公布の日からとなっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

町民課長（麻田正志君）

それでは私からは、議案第 60 号、佐川町環境美化条例の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。

今回の改正は主に、猫その他愛玩動物の飼い主の遵守事項を定めようとするものです。配付してあります参考資料のほうで説明をさせていただきたいと思いますので、参考資料 議案第 60 号関係をごらんください。

表の左側が改正案となっております、改正案の第 1 条、目的の条項でありますけれど、ここの第 1 条で、ごみ等の散乱に加え、犬等の糞害の防止を追加しようとするものとなっております。第 2 条のほうでは、条例中の用語の定義を追加しようとするものとなっております。

次のページをお開きください。第 6 条では、見出しの（所有者の責務）を（土地所有者の責務）に改めようとするものとなっております。

ます。第 7 条は第 2 条で定義された用語に改めようとするものとなっております。第 10 条は、第 1 項の用語などを改めることと、次のページをお開きください、第 2 項といたしまして、猫その他愛玩動物の飼い主の遵守事項を定めようとするものです。第 1 号で、公共の場所及び他人の土地等を猫その他愛がん動物の糞で汚したときは、飼い主は直ちに適正な処置を行い糞を放置しないこととする遵守事項を定めようとするものとなっております。

この規定によりまして、従前から規定されておりますごみの投棄禁止、自動車等の放置の禁止、犬の飼い主の遵守事項等の規定に違反していると認めるときと同様に、その者に対しまして、勧告、命令等を行うことができ、命令に違反した者に 3 万円以下の罰金を処するという罰則規定が適用されるということになるものです。

第 11 条は第 2 条で公共の場所が定義されたことによりまして、公園、広場などの記述を削除しようとするものとなっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

議案第 61 号、佐川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。お手元に配付をしております参考資料もあわせてごらんいただきたいと思います。

この条例につきましては、子ども・子育て支援の新制度の施行に伴いまして、保育利用定員が 19 名以下の家庭的保育事業や小規模保育事業においても、市町村認可事業として位置づけられておりまして、そのためのその設置や運営基準を市町村条例において定めるものとなっております。

今回の改正につきましては、その根拠となっております児童福祉法に基づく厚生労働省令が一部改正されまして、保育士のみなし廃止基準について保健師、看護師に加えまして、今回准看護師を追加する改正を行っております。それに該当する改正となっております。該当の条文が複数にわたっておりますけれども、内容は同様のものとなっております。改正部分の詳細につきましては、新旧対照表の下線箇所となっておりますので、御確認いただきたいと思います。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

おはようございます。私から、議案第 62 号、第 5 次佐川町総合

計画の策定につきまして、御説明をさせていただきます。

本議案につきましては、第4次佐川町総合計画の計画期間終了に伴い、平成28年度から10年間の計画となります第5次佐川町総合計画の策定につきまして、本定例会へ提案するものでございます。

今回の第5次佐川町総合計画の最大の特徴としましては、行政主導の計画策定ではなく、町民も行政も一体となってみんなでつくるところでございます。昨年度から実施をいたしました地区懇談会から始まり、町民アンケート調査、しあわせ会議、住民インタビュー、未来づくりサロンなど、計画策定に至るさまざまな場面で、多くの町民の皆さんの参画をいただき、行政と一緒に作成をしてまいりました。

さらに、佐川町総合計画審議会におきましても、慎重な御意見、御提言をいただいたことは、協働のまちづくりとして誇れる取り組みであったと思っております。

次に、本計画書の内容につきまして説明をさせていただきます。

本計画書は序章、1章、2章、3章の全4章から構成をされておりました。序章におきましては、策定の趣旨、構成、3つの特徴、プロセス、体制等について記載をしております。

第1章では、佐川町の今につきまして、佐川町の現状と社会動向、概況、また実施しました町民アンケートの分析結果や町民ヒアリングでの町民の声を記載させていただいております。そして第2章では、佐川町の未来像につきまして、本計画書の考え方と7つの施策の視点と方針、及び人口予測について記載をさせていただいております。また第3章では、未来を実現するために、としまして7つの分野、1つ観光振興と情報発信、2つ健康と福祉、3つ産業と仕事、4つ結婚・出産、育児、5つ安全・安心、6つ教育、7つ行財政、についての方針と、これら7つの分野から45の施策を記載しております。

本計画書は、以上の全4章から構成をされております。内容の詳細につきましては、お渡しをさせていただきます本冊、チームさかわまじめに、おもしろく。第5次佐川町総合計画をごらんいただきたいと思います。

以上、よろしくお願いをいたします。

議長（藤原健祐君）

以上で、議案第51号から議案第62号までの提案理由の説明を終

わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議を、7日の午前9時とします。

本日は、これで散会します。

散会 午前 11 時

